

平成 18 年度

## 多摩川癒しの会総会 次第

月日：平成 17 年 12 月 2 日

場所：割烹さか本

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

第 1 号議案 会則の変更について（会計年度の開始月、終了月の変更）

第 2 号議案 平成 16 年 6 月から平成 17 年 11 月までの活動報告

第 3 号議案 平成 16、17 年度の決算報告

第 4 号議案 役員任期の変更と役員紹介

第 5 号議案 平成 18 年度活動計画（案）について

第 6 号議案 平成 18 年度予算（案）について

4 その他

5 閉 会

## 多摩川癒しの会 忘年会

1 乾 杯

2 歓 談

第1号議案 会則の変更について  
(会計年度の開始月、終了月の変更)

会の活動実態に合わせて会の会計、活動年度を次のように変更することとします。

現行の会計、活動年度	変更案	変更理由
開始月 6月 終了月 5月	開始月 12月 終了月 11月	会の総会が12月開催で定着しており、会の年度を12月開始、11月終了とすることが会計整理上及び活動総括と計画立案上最も適しているため。

注) 現行の会則で会の年度を開始月6月、終了月5月にした理由は、平成10年度に河川整備基金助成を受けた際に、河川整備基金の年度が開始6月、終了5月であったため、それに合わせて会の事務処理を行ったことに由来します。

同時に、会の住所をビルの住所と同じ住所として直接表示します。

注) ビルの貸主と事務局との話し合いで、ビルに多摩川癒しの会の表示ができるようになりました。

会則変更案

現行会則	変更箇所
<p style="text-align: center;">多摩川癒しの会 会則</p> <p>[名称] 第1条 この会の名称は「多摩川癒しの会」とします。</p> <p>[事務所] 第2条 この会の事務所を〒158-0094 東京都世田谷区玉川2-4-4 玉川酒販会館4階 たまがわネット気付 電話 03-5491-7476 ファックス 03-5491-7479 におきます。</p> <p>[目的] 第3条 この会は、多摩川の持つ癒し効果を体験し、その中でバリアフリーの川づくり、まちづくりを考え、人々と交流することを目的とします。</p> <p>[活動] 第4条 この会は、会の目的を達成するために、次の活動を行ないます。 (1) 多摩川の持つ癒し効果を体験するためのイベントの開催 (2) 会報やホームページによる情報発信 (3) 交流会・シンポジウム等の開催、出席 (4) 調査研究活動 (5) その他この会の目的に添った活動</p> <p>[会員] 第5条 会は、会の目的に賛同する個人・団体を会員とします。</p> <p>[役員] 第6条 この会に次の役員を置きます。 会長 1名 副会長 若干名 運営委員 10名以内 会計監査 1名</p> <p>[役員を選任] 第7条 会長及び会計監査は、総会において会員の中から選任します。</p>	<p>[事務所] 第2条 この会の事務所を〒158-0094 東京都世田谷区玉川2-4-4 玉川酒販会館4階 電話 03-5491-7476 ファックス 03-5491-7479 におきます。</p>

第8条 副会長及び運営委員は会長が会員の中から委嘱します。

[役員任期]

第9条 役員任期は2年とします。ただし、再選は妨げません。

[役員職務]

第10条 この会の役員は次の職務を行います。

(1) 会長は、この会を代表し、会務を総理します。

(2) 副会長は、会長を補佐するとともに、会長が職務を遂行できない場合に会長の職務を代行します。

(3) 運営委員は、会長、副会長とともに運営委員会を組織し、この会の日常運営の任にあたります。

(4) 運営委員の中から事務担当(事務局長)を1名選び、会の事務の任にあたります。そのほか必要な担当を選び、その任にあたります。

(5) 会計監査は会の会計を監査します。

[総会]

第11条 この会は年1回総会を開催します。

第12条 総会は、この会の活動計画・役員人事・会計予算を審議し決定します。

[会計]

第13条 会の運営費には会費、賛助金、助成金、その他をあてます。

第14条 会計年度は6月1日から翌年5月31日までとします。

第15条 会費規定は別途定めます。

[その他]

第16条 この会則の改定は総会で決定します。

(付則)

1. この会則は平成12年12月1日から発効します。

[会計]

第13条 会の運営費には会費、賛助金、助成金、その他をあてます。

第14条 会計年度は12月1日から翌年11月30日までとします。

第15条 会費規定は別途定めます。

(付則)

1. この会則は平成12年12月1日から発効します。

2. この会則は平成17年12月2日から発効します。

## 多摩川癒しの会 会費規定

### 1 総則

この規定は多摩川癒しの会の会費等について定めます。

### 2 会費

会費は個人会員、団体会員の別に次のとおりとします。

個人会員 1,000 円／年間

団体会員 3,000 円／年間

### 3 賛助金

会の趣旨に賛同する個人、団体から、幹事会の承諾を経て、賛助金を申し受けます。

個人及び団体 1口以上

ただし1口 10,000 円とします。

### 附則

1 平成 13 年 5 月 31 日までの入会者の会費はこの規定の半額とします。

2 この規定は平成 12 年 12 月 1 日より発効します。

## 第2号議案 平成16年6月から平成17年11月までの活動報告

年月日	活動等
	【平成16年度の活動】
16.8.7	第21回川遊び 夏の多摩川を楽しむ会 ゴムボートによる川下り、水中音、歌声
16.10.5	世田谷区土木公園管理事務所打ち合わせ 世田谷区安藤所長、多摩川癒しの会長谷川会長他
16.10.30	第22回川遊び 秋の多摩川をたのしむ会 雨天中止
16.12.2	多摩川癒しの会平成16年度総会&忘年会 於 さか本
17.4.23	第23回川遊び 春の多摩川をたのしむ会 野草の試食、歌声
	【平成17年度の活動】
17.6.10	京浜河川事務所新旧所長歓送迎会
17.8.20	第24回川遊び 夏の多摩川を楽しむ会 川崎市花火大会のため中止
17.9.11	救急救命講習会実施
17.9.15	世田谷区占用許可申請（制限行為許可申請）
17.10.23	第25回川遊び 秋の多摩川をたのしむ会 芋煮会、ストーンアート、歌声
	【平成18年度の活動】
17.12.2	多摩川癒しの会平成17年度総会&忘年会

定例役員会（毎月初めに開催）の記述は省略しました。

石田さん 報告

第3号議案 平成16、17年度の決算報告

平成16、17年度（平成16年6月1日から平成17年11月30日まで）決算

項目	内訳	金額 (円)	
	前期（平成15年度）からの繰越	103,371	A
収入	会費28人分	28,000	
	TRM情報提供料	2,000	
	16.8.7夏イベント参加費等	19,500	
	16.10.30秋イベント参加費等（中止）	0	
	16.12.2忘年会参加費等 （玉川町会寄付金5,000を含む）	90,000	
	17.4.23春イベント参加費等	26,900	
	17.10.23秋イベント参加費等 （玉川町会寄付金10,000、中尾さん 寄付金5,000を含む）	46,200	
	合計	212,600	B
	総合計	315,971	C（A+B）
支出	通信費（書類発送代）	19,810	
	事務局事務費（コピー代等）	3,130	
	岡本ホーム椅子紛失弁償費（椅子代）	1,029	
	16.8.7夏イベント経費	36,036	
	16.10.30秋イベント経費（中止）	24,096	
	16.12.2忘年会経費	82,210	
	17.4.23春イベント経費	35,306	
	17.10.23秋イベント経費	40,803	
	合計	242,420	D
	次期への繰越	73,551	E（C-D）

平成17年11月30日現在 通帳1,956円、現金71,595円

上記決算のとおり間違いありません

平成17年12月2日

多摩川癒しの会 会計監査

石田恭子 (印)

## 第 4 号議案 役員任期の変更と役員紹介

多摩川癒しの会の役員の任期は 2 カ年であり、現在の役員の任期は現行会則で平成 15 年 6 月から平成 17 年 5 月までです。しかし、今回第 1 号議案のとおり会則が変更になり年度の開始と終了月が変わったため、現在の役員の任期を平成 18 年 11 月までに変更します。

順不同、敬称略

役職	氏名	所属など	備考
会長	長谷川幹	桜新町リハビリテーションクリニック院長	
副会長	中尾忠正	ひまわり会	
運営委員	石田恭子	たつなみ会	
運営委員	藤井知明	とうきゅう環境浄化財団	
運営委員	白鳥英樹	多摩川の源流を訪ねる会	
運営委員	長谷川大二	元東急 CATV	
運営委員	田中雅英	博水の郷施設長	
運営委員	荒木稔	多摩川癒しの会事務局	
会計監査	石田恭子	たつなみ会	

多摩川癒しの会事務局 荒木稔、向山良太

原千恵子さん、保坂俊晴さん、梅田義智さんをご都合により運営委員を退任されました。ご苦労さまでした。



## 第 5 号議案 平成 18 年度活動計画(案)について

1 多摩川癒しの会総会 忘年会 (平成 17 年 12 月 2 日)

2 川遊びイベントについて

- ・野草の試食会 (平成 18 年 4 月頃)
- ・川下りに代替するイベント (平成 18 年 8 月頃)
- ・芋煮会 (平成 18 年 10 月頃)

3 多摩川癒しのデザインノート改訂版の作成について

- ・特徴あるアクティビティーを活動プログラム集としてとりまとめる。
- ・癒し効果について記述する。
- ・助成金を申請して活用する。

第 6 号議案 平成 18 年度予算(案)について

平成 18 年度(平成 17 年 12 月～平成 18 年 11 月)の予算(案)

項目	内訳	金額 (円)
	前期からの繰越	73,540
収入	会費40人分	40,000
	賛助会費6社	60,000
	イベント参加費	200,000
	合計	300,000
支出	通信費	35,000
	事務局事務費	5,000
	イベント経費	260,000
	合計	300,000
	次期への繰越	73,540

多摩川癒しのデザインノート改訂版作成に係る助成金を得られた場合は、特別会計として経理処理します。